

# やまなし文化部活動ガイドライン

令和元年7月 山梨県教育委員会

## 1 ガイドライン策定の趣旨等

- ◆文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう本ガイドラインを策定する。
- ◆文化部活動を「運動部以外の全ての部活動」とする。



## 2 適切な運営のための体制整備

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村（組合）教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆文化部顧問は、各学校における文化部活動に係る活動方針に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ◆生徒の心身の健康管理 ◆事故防止や安全対策等の徹底 ◆体罰等の根絶
- ◆バーンアウトの予防 ◆発達の個人差や成長期の心身の正しい理解



## 4 適切な休養日等の設定

- ◆学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
  - ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
  - ※シーズン期（大会等前4週間）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ◆1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ◆長期休業中は、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。



## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ◆校長は、生徒の教育的意義、生徒や文化部活動指導者、保護者の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ◆文化部活動は、芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動と多様性があるため、校長は、生徒が参加しやすいようなレベルやニーズに応じた活動を行う文化部を設置する。
- ◆単一の学校で特定分野の部活動が設置できない場合、合同部活動等の取組を推進する。



冊子版は下記のサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/index.html>